宇治市政だより

発行所　宇治市役所
京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話㉒3141(代)
印刷所　KK 新進堂

**市の人口**
(45年12月末日現在)

| | |
|---|---|
| 世帯数 | 29,141世帯 |
| 人口 | 104,394人 |
| 男 | 53,268人 |
| 女 | 51,126人 |
| 前月比 | 211人増 |

**45年12月市人口の動き**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 出生 | 231人 | 死亡 | 49人 |
| 結婚 | 190組 | 離婚 | 10組 |

# 金井戸に集団養鶏団地

## 畜産公害をシャットアウト

### 五万羽飼育めざす

宇治金井戸に建設する養鶏団地進入路の起工式が、さる一月二十日午前九時三十分から、関係者二十人が出席して行なわれました。

この養鶏団地は、市内の有志養鶏家六世帯が共同で事業を営むもので、国・府・市の補助金と自己負担金あわせて総額二億六千万円を投じて、五万羽養鶏をめざして取組むもので、都市近郊における養鶏経営のあり方の一つとして、各方面から注目されています。

新都市計画法による線引き、米の生産調整など農業をとりまく情勢は、ここ数年前と比較にならないほどきびしいものになってきています。

とりわけ、宇治市では住宅の進出がめざましいだけに、山間部を除いて農業経営が成立つ条件はほとんどなくなっているのが現状で、農業を専業とする人たちにとっては、農業の将来に対する不安はつのるのが当然といえましょう。これは、都市近郊にある農業経営の共通した悩みと苦しみともいえるもので、このような状態におかれている農業に対して、国の思いきった農業政策がほしいものです。とくに畜産農業は、住宅の進出によって家畜や家きん飼育の環境が奪われてしまったうえに、飼育動物の排せつ物や臭気などによる環境の汚染で、付近住民とのまさつが生じることも少なくありません。

## 協同経営で一石二鳥

宇治市における農業経営は、山間部開発と協業によるしか、その生きる道がなくなっているといわれるだけで、市としても養鶏団地が公害を出さないように働きかけてゆく方針です。

この団地が完成すると、団地の規模は総面積四万七千五百平方メートル。総事業費は二億六千万円で、今年度は三千三百万円で団地の基幹道路建設と団地測量（延べ一千四百メートル、巾四メートル）を行ない、来年度から本格的な造成工事にとりかかります。

主な施設としては給排水・ふん尿処理施設のほか鶏舎・飼料タンク・倉庫・選卵場・機具庫など。

なお、この団地の完成は昭和四十七年三月末日の予定。

集団養鶏団地進入路建設に活躍するブルドーザー

# 田川市長が会長に

## 人口急増市町村協議会が発足

### 宇治市ほか12町が手をつなぐ

人口急増でますます苦しくなる府下市町が、ガッチリ手をつないで自治体の行財政の危機を乗り切ろうと、さる一月十九日京都府の肝入りで、京都府人口急増市町村協議会が結成されました。

この協議会は、人口急増でひずみが生じている行政や財政の対策について、調査や研究、情報の収集や交換のほか、苦しい自治体の実情を訴え、府や国の行財政金殿にわたるテコ入れと、協力を要望してゆく組織として生まれたものです。

当日は宇治市のほか、長岡町、向日町、城陽町、八幡町、田辺町、精華町、木津町、大山崎町、久御山町、加茂町、山城町、井手町の一市十二町が参加し、同会に加入しました。議事はまず、協議会の規約を審議したあと役員選挙に入り、会長に田川熊雄宇治市長、副会長に城陽、木津、井手、大山崎、事務局長に八幡、監事に精華、向日町の各町長を選びました。

また、山田副知事のほか太田今道、筒井、山中、平商の各府議を顧問に迎えることを決めるとともに、さっそく次のような要望書を府に提出しました。

**人口急増対策に関する要望書**

南山城地方においては、人口の増加が著しく関係市町では、その対策が緊急かつ重要な課題となっています。

人口急増に対応して施設の集中的な先行整備を必要とする反面、税収入など財政力の伸長は後年度となり、財政能力をはるかに超えた先行投資を要請されている現状であります。

この危機を打開し、住みよい郷土の整備を遅滞なく進めるため、昭和四十六年度において次の施策をぜひ実現されたく、京都府に対し強く要望いたします。

◇

①人口急増対策のために特別の補助制度を設ける。

②人口急増対策のために特別の資金を殷賑する。

③人口急増対策のため、必要な上水の確保をはかる。そのため、府営山城水道の第三次拡充と木津川西部水道の第二次拡充と木津川西部水道の建設に着手する。

京都府知事蜷川虎三殿

昭和四十六年一月十九日

京都府人口急増市町村協議会

# 他都市の状況などを調査

## 国保運営協議会開催

国民健康保険の加入者にとって、最も関心の深い宇治市の国保財政は、昭和四十四年度において保険料を三五%引き上げ、一般会計から三千万円の繰入れを行ない、昭和四十五年度には保険料の徴収嘱託員を設置して、収納率の向上をはかるなど必死の努力をつづけていますが、医療費の増嵩や人件費など諸経費の増大で、今年度末には約八千六百万円の累積赤字になる見込みであります。

市といたしましては、国保事業の運営にできるかぎり幅広い市民の意見を反映させるため、このたび開かれ、他市町の状況なども調査し、討議がつづけられることになっています。

国保健康保険運営協議会（三名）および、宇治市国保運営協議会（三名）の新委員を増強するとともに、昭和四十六年度国保事業の予算や保険料率、赤字解消対策などについて同協議会に諮問をいたしました。

去る一月十八日、第三回の運営協議会が開かれ、各委員から赤字の原因及び、国保財政の他都市との比較、国や府の考え方、市の財政運営などについて終始熱心な論議や質問や意見が交わされました。今後さらに二回程度協議会が開かれる予定です。

# 市・府民税 事業所税 申告は期間内に

## 受付は二月十六日～三月十五日

今年も例年のとおり、市民税・所得税・事業税の申告書を提出していただく時期になりましたので左記のとおり受付いたします。

1. 所得税の確定申告書を税務署へ提出された方は、市民税や事業税の申告をする必要がありません。これは所得税の確定申告書が市民税の申告書のかわりになるからです。
2. 確定申告書を提出されない方は、市民税の申告は市役所へ、事業税の申告は府税事務所へ必ずしてください。
3. 申告期限まぎわになりますと毎年受付が大変混雑し、長時間お待ちねがわなければならないことになりますので、なるべく早い目に申告してください。
4. 市役所では申告期間中、土曜日の午後及び日曜日も午後五時まで受付けています。
5. 市民税・所得税・事業税の申告用紙は、二月上旬頃に郵送いたしますが、届かなかったときは連絡いただければ、至急お届けいたします。
6. 税務署では、確定申告をする必要のない人で、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が過納になっている人の還付を受けるための申告受付をしています。この申告は二月十五日以前でも受付していますので、なるべく早く申告し、還付を受けてください。

申告用紙は税務署に用意してあります。

市役所税務課　22―三二一四
宇治税務署　41―七一八二
伏見府税事務所
(0774)611―五一七二

## ≪固定資産税台帳をご覧ください≫

**3月1日～20日　午前9時～午後5時**

**土曜・休日も平常どおりです**

縦覧場所　宇治市役所固定資産税係

◇昭和45年中に異動のあった固定資産については必ず縦覧してください。

## 万一に備えて　交通災害共済へご加入ください

## 今週の出張徴収

二月二十六日（金）
旦椋公会堂・広野公民館
伊勢田公民館・開公民館

二月二十七日（土）
木幡公民館・東宇治消防出張所

二月二十八日（日）
川東公民館・神明公民館

今月は固定資産税四期・国民健康保険料六期の納期月です。便利な出張徴収をご利用になって、納税にご協力ください。その他滞納分も取扱っています。

## 相談案内

**心配ごと相談**（毎週火曜日）
二月　九日　山崎　政栄
二月　十六日　三角　久枝
二月二十三日　田島　のぶ
三月　二日　松阪　重一
（時間は午後一時から四時まで）

西川　益造
西山喜代治
岡田小夜子
井上　永吉

**人権相談**（毎月第一木曜日）
三月　四日　向井　信雄　加藤　信夫

**家庭問題相談**（毎月第二水曜日）
二月　十日　家庭裁判所
三月　十日　家庭裁判所
（時間はいずれも午前十時から午後四時まで）

**法律相談**（毎月第二・第四木曜日）
二月二十五日　中井元一弁護士　井上永吉
三月　十一日　芥　潔弁護士　藤浪元一
（時間は午後一時から三時まで）
◎以上、相談場所はいずれも川東公民館です。

**行政相談**（毎月第三木曜日）
二月　十八日　松本　登
（時間は午前十時から午後四時まで）

**家庭児童相談**（毎週月～金曜日）
家庭でのこどもの養育について、いろいろな悩みや相談ごとのある方は、お気軽にお越しください。相談内容は固く秘密を守ります。
相談員は西村常雄・井上摩耶子の両氏です。

**市民相談**（毎週月～土曜日）
市政や市の事務などについて、要望や苦情、相談ごとのある方はお気軽にお越しください。
◎以上の相談場所は、いずれも市役所玄関横の市民相談室です。

第3種郵便物認可毎月1回1日発行定価1部5円　宇治市政だより　昭和29年2月16日第3種郵便物認可　昭和46年2月1日発行　第236号　(2)

# 新たに十二路線が駐禁に

## 主要道路は全面的に規制へ

昨年の十二月十五日から、市内の十二路線が新しく駐車禁止となりました。今回の規制は全部終日駐禁です。

〔存知のように、宇治市は人口多くなっています。とくに、買物のため、繁華街での駐車が多くなっています。

このままでは、市内の交通はますますマヒし、交通事故の危険性が高まっています。駐車禁止の道路では絶対に駐車しないよう、ご他の車の通行や歩行者の妨げになってもいます。

・事業場が激増しており、それにともなって、通行車両はもちろん道路に駐車する自動車がだって

協力いただき、道路を広く使うとともに、交通事故を防ぎたいものです。

今回、新しく駐禁になった道路は次のとおりです。

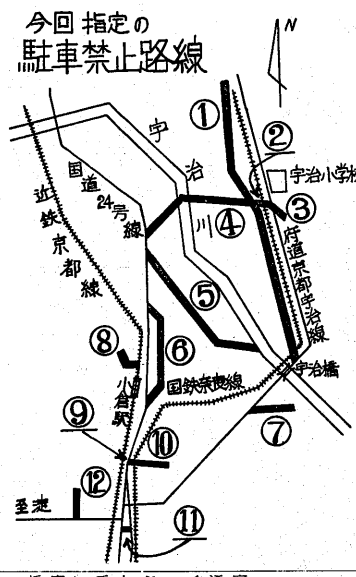


①市道宇治六地蔵線全部
②市道字賀線全部
③府道宇福寺線全部
④府道富樂停車場線の宇治六地蔵線から国道二十四号線まで
⑤市道宇治橋大川原線全部
⑥市道宇治小倉槇島線全部
⑦市道佛神社御旅線全部
⑧市道神楽田堀池線全部
⑨市道石塚小倉線の国道二十四号線から開一号線まで
⑩市道開町二号線全部
⑪市道大久保新田線の宇治城陽線から国道二十四号線まで
⑫市道井ノ尻隈田線の府道宇治淀線から緑ケ原入口まで

なお、④⑤⑥⑩については、二輪の駐輪を除きます。

（管理課・宇治警察署）

# 宇治川左岸が通行止め

## 水管橋工事にご協力を

### 二月一日～四月十一日まで

二月一日から四月十一日まで、宇治川左岸（府道宇治向島線）が通行止めになりますので、ご注意ください。

市では、ことし四月の完成をめざし、昨年十一月から、宇治川に上水道専用の水管橋架設工事に着手。現在、橋脚の工事を行なっていますが、いよいよ二月一日から宇治川左岸堤防の道路敷を使った橋台工事にとりかかります。

この工事は、道路を掘りおこすため、通行止めを行なうもので、市民のみなさんには、いろいろと不便をおかけしますが、水道事業拡充の重要性をご理解いただきご協力おねがいします。

▽通行止め区間

府道宇治向島線の大河原線入口から隠元橋まで。

▽通行止め期間と方法

昭和四十六年二月一日から四月十一日までの七十日間。

午前七時から午後八時までは全面通行止め。

ただし、大型車を除く車両については、午後八時から翌朝七時までは、片側通行できます。

▽なお、隠元橋から工事現場までの区間に住宅のある方については、全面通行止め時間中であっても通行できますので、隠元橋の交通整理人に連絡して通行してください。

# 定期バスも路線変更

宇治川左岸の通行止めのため、期間中、定期バスの路線および停留所の位置も変ります。バスご利用の方は、十分ご注意ください。

（水道課）

# 国保優良家庭を表彰

## 一年間無病は二〇九世帯

最近の医療制度の充実などで、手軽に医療機関にかかることができるようになりましたが、それ以上に、病気にかからずに健康でいることは大事なことです。

宇治市では、毎年、国民健康保険優良家庭を表彰していますが、昭和四十四年度では二〇九世帯もの健康優良家庭が誕生しました。

この健康優良家庭とは、一年間一度も保険証を使用せず、しかも国民健康保険料を年度内に完納した世帯です。市ではこれらの家庭に対し、田川市長のあいさつ状をつけて記念品をとどけています。

こんども、家族全員が健康管理に十分注意されて、この無病記録をさらにつづけ、明るい市民生活を築いてもらいたいものです。

今回、表彰を受けられる家庭は次のとおりです。（敬称略）

〔六地蔵地区〕　西田伊太郎

〔木幡地区〕　新井きん、伊藤武男、池本庄吉、今井由紀子、上野君栄、大村巳之助、加川秀彼森敬、木本未吉、小西正、小林マチ、沢村ムツ、塩谷キサ、竹村為蔵、田畑宗一、中本信一中井ヒサエ、藤原頼、松井康嘉宮下正謙、山田節子

〔五ケ庄地区〕　稲垣鈴一、小野隆吉、太田キヨ、小加部弘子、河村繁子、蕪木由郎、阿部春枝木村宗武、北村ハツ、桑原真道紺村松太郎、小山かの、斉藤久子、進藤静栄、柴田博、柴田蔵治、高安明、田中末吉、高橋梅子、田村佐知子、中川嘉鶴子、中井とま、西堀晃、西田初枝、西村和子、松井康子、松下康彦前出正長、前田一子、水谷賀寿山村タカ、渡辺アサノ

〔菟道地区〕　安達修一、石田ハナ、大谷貞子、沢井幸太郎、鈴木敏作、瀬戸口一郎、田村たき子、辻本万平、内藤文子、野上留吉、野口信雄、広部里世、松野久太郎

〔宇津川地区〕　林慶造

〔笠取地区〕　粟津松三郎、平尾甚助、本谷ちい、松田康一郎、森ことよ

〔宇治地区〕　麻生政子、岩井菊岩田キクヘ、上田梅子、上原英子、浦賀、小西ことよ、小松富蓮井松吉郎、広谷房江、村沢菊枝清水千代乃、戸田テルコ、長柄みちの、西村ヨシエ、長谷川ヨシエ、服部頼次、本間文子、掘川キ子、松阪久枝、森良良城代、山本繁蔵、山村二郎、渡辺豊貫、泉藤治郎、江入ヨシエ、鬼界ツヤ、黒村加寿、椎名ケを谷井チカ、吉田まさ、稲田由松西川忠義、安見弥三郎、池永伊福田しづえ、藤田善作、松谷久三郎、北川モミ、多賀谷一代、福田しづえ、藤田善作、松谷久子、山本治子、細川秀雄、松田千鶴子、宮原光晴

〔神明地区〕　岩本やす、梅田梅乃、長村ふみ、小西光禍、佐々木ミツエ、酒井小福、塚倉彦藤沢とく、藤田恭子、山本伊織

〔白川地区〕　山中平治

〔槇島地区〕　井内潤造、大塚ふさ、関島直平、田中与四郎、高田コウ、西村時夫、中村清、花井松太郎、広谷房江、村沢菊枝森岡照

〔小倉地区〕　荒野治夫、伊豆嶋遠、遠藤裕子、折戸代代子、鎌川キ子、松阪久枝、森良良城小橋嶋太郎、辻井良之助、筒井淳、西上久子、橋本槇明、広瀬井アイ、木下光男、喜田ナラエ、秋雄、北条ゆり、松井初枝、宮垣虎吉、山本重一、吉本千代

〔伊勢田地区〕　荒木勇、伊砂鉞一、岡崎美代子、大槇与市、大森ハルヱ、北川甚太郎、鈴木弘子、辻嘉一、西村民道、三崎道夫

〔開地区〕　新井ヨヨ

〔広野地区〕　草野千寿、末利成谷市次郎、田中一正、蕪田秋一、田川貫三、中井長太郎、中井つき、中岡ミネ、原園次郎、長谷川つた、福岡洋一、松本フサ子道本貫次、栄、村瀬初之助、森貫

〔大久保地区〕　浅見ハツノ、伊藤勇、井ノ口清子、石田つる、山岸ヨシ、山田一元藤井久江、水田喜之助、向井信雄、山本渉、吉岡キヨエ

（保険年金課）

# 老令年金の支給は八月から

## 明治39年生まれの人から受給資格

拠出制（かけ金制）国民年金の制度ができて満十年を迎えて、よいよ今年五月から、老令年金の支給がはじまります。

この記念すべき最初の受給者は（まだ）に生まれた方）で、このの人たちは、八月の第一回支払期から、毎年六万円（別入期間十年で保険料完納者）の老令年金をうけられることになります。

そこで、この記念すべき時期を目前にひかえ、市政だより二月号および三月号で、老令年金及び通算老令年金の裁定請求の方法、あるいは、年金額の算出方法などについてお知らせいたします。

——老令年金——

▽年金額の算出方法と年金額

保険料の納付または免除によって、年金をうけるために必要な最低年数を満たしておられる方については、次の算出方法で計算された額が支給されます。

(1)大正十五年四月一日以前に生まれた方の場合（ただし、高令任意再加入者（五年年金）及び通算老令年金に該当する方は除かれます）

320円×（300－月数）＋120円×（300－120月）×120月／120月

(2)大正十五年四月二日以降に生まれられた方の場合

320円×保険料納付月数＝年金額

▽年金の支給期間と支払い期月

年金の支給期間は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始まり終身まで支給されます。

また、年金の支払いは、毎年二月、五月、八月、十一月の四回にわけて、その前月分まで三カ月分が支払われます。

▽被保険者期間の満了時期と保険料の納付

満六十才の誕生日の前日をもって、被保険者期間が満了することとなりますので、保険料は、その月の前月分まで納付していただくことになります。（ただし高令任意加入者（十年年金）及び高令任意再加入者（五年年金）の方は除かれます）

▽年金額の算出方法

繰上げ支給を希望する年令

| | |
|---|---|
| 六十才を | 六十一才をこえない |
| 〃六十一才 | 〃六十二才 |
| 〃六十二才 | 〃六十三才 |
| 〃六十三才 | 〃六十四才 |
| 〃六十四才 | 〃六十五才 |

老令年金の額

| | |
|---|---|
| 六十五才から受ける年金の | 五割八分 |
| 〃 | 六割五分 |
| 〃 | 七割二分 |
| 〃 | 八割 |
| 〃 | 八割九分 |

＝60,000円

月額（5,000円）

方法は年金をうけていただく年令は、満六十五才からとなっていますので、満六十五才になられましたら老令年金裁定請求書（保険年金課にあります）に国民年金手帳を添付して、保険年金課国民年金係へご提出ください。

なお、支給開始年令は希望によって、満六十から繰上げて支給をうけることもできますが、この場合の年金額は次の表の額となります。

なお、老令年金についてのくわしいことは、保険年金課国民年金係へ　お気軽に　お問い合せください。

（保険年金課）

# 酒を飲んだら運転しない

昨年、「道路交通法」の一部が改正され、すでに五カ月がたちました。飲酒運転が全面的に規制されて、罰則が強化されました。

しかし、まだ飲酒運転による事故はあとをたちません。「酒を飲んだら絶対に運転しない」ことを合言葉にしたいものです。

酒を飲んで運転する人を見たときは、ぜひ運転を止めさせるようにしたいものです。時節がら寒さしのぎにチョット一杯、そして車のハンドルを握ることが事故につながるのです。自分はかりでなく関係のない他人にまで被害をおよぼすのが交通事故です。飲酒運転は絶対に止めましょう。

改正された道交法のうち、飲酒運転の規制について、いま度ざいてみましょう。

▽少しのお酒でも、飲んだときは運転してはいけません。からだに一定のアルコール分があるのに、運転したときは処罰を受けます。（三方月以下の懲役または三万円以下の罰金）

▽お酒に酔って運転した場合の処罰が、一段と厳しくなりました。（二年以下の懲役または五万円以下の罰金）

▽お酒を飲んで運転している人は、警察官が行なう飲酒検査を受けなければなりません。これを拒んだり、妨害したりすると処罰されます。（三万円以下の罰金）

▽安全運転管理者の責任が重くなりました。飲酒運転を命じたり、黙認したりすると、その運転者と同じように厳しく処罰されます。

▽運転するひとにお酒やビールなどをすすめてはいけません。（お酒をすすめた人も罰せられます）これらを認識し、重大事故につながる飲酒運転事故をなくしましょう。

（安全対策課）

よい習慣を育てましょう

・としよりや不自由なひとをいたわりましょう

・心とからだをきたえ健康を増進しましょう

（「宇治市民憲章」から）

# 宇治市史　来年中に第1巻を発刊

## 編さん作業どんどんすすむ

市では、昨年七月に宇治市史編さん委員会を設け、編さん作業をすすめています。

最近、宇治市は急激に都市化が進み、宇治の歴史をひもとく貴重な資料がなくなっています。そこで、宇治の過去のすがたを整理し、発展の足がかりを明らかにして私たちのまちを、市民の方に正しく理解していただくとともに、正しく後世に伝えていくために、市史を編さんするものです。

この市史は本編四巻、資料編二巻の全六巻からなり、各巻の概要は次のとおりです。

▽第一巻＝先史から平安時代末。

▽第二巻＝源平争乱から桃山時代まで。

▽第三巻＝江戸時代から明治四年の廃藩置県まで。

▽第四巻＝明治五年から現在まで

なお、第一巻については、ことし十月に原稿をしめきり、昭和四十七年中に発刊する予定ですすめています。

市史の執筆は、林屋辰三郎、藤岡謙二郎の両先生を中心に、現在第一線で活躍中の歴史・地理研究者および郷土の研究者など七十余名に依頼しています。また、一月に開催された執筆者会議で、第一巻から三巻までの目次と執筆担当者が決まり、さっそく今月から古墳の分布調査、大鳳寺と広野廃寺の発掘調査など、資料収集をすすめます。

この市史の柱となるものは①宇治の景観②お茶を中心とした産業③庶民の生活の三つで、歴史地理の考え方が多分にとりいれられるのが特徴です。

なお、各巻の発行予定部数は千五百冊から二千冊で、ひろく市民のみなさんに実費頒布することにしています。

### "あなたの家にうもれていませんか"

#### 資料提供にご協力を

市史編さんの事務局では、大学の研究室や図書館の史料はもちろん、市内の民家や社寺に伝わる古文書や絵図など、広く資料を収集しています。しかし、むかしの宇治の市民生活を明らかにするにはまだまだ資料が不足です。

みなさんの家や近所に、おもわぬ貴重な資料がうもれているかもしれません。古い手紙や覚書・地図などをお持ちの方やその所在を知ご存知の方は、歴史的価値の有無を問わず、編さん室までご連絡くださるようお願い致します。

市史編さん資料として寄せられた古文書の整理

## くらしの防火シリーズ

### こわい風呂のカラだき

宇治市への人口急増・住宅急増にともない、住宅火災もどんどん増えています。なかでも、風呂のカラ焚きが原因の火災が多くみられます。ちょっとした注意で、カラ焚きをなくすことができます。

▽カラ焚きの原因

(1)水を張ったつもりが、入れていなかった

(2)水を張ったが、底の栓がゆるんでいたため、水がもれていた

▽カラ焚きを防ぐには

(1)焚く前に水がはいっているかどうか必ず確かめる

(2)底の栓が確実にしまっているかどうか点検する

(3)焚きだして十五分ほどしてから必ず水を点検する

### 春の火災予防運動

#### 二月二十八日から

ことしも、全国一斉に春の火災予防運動が二月二十八日から三月十三日まで展開されます。市消防本部でも、一般家庭の防火診断、防火対象物の査察・訓練などを計画しています。

毎年この季節は気象条件がもっとも火災をひきおこしやすい時期です。火の取り扱いには十分注意してください。

ちょっとした不始末やゆだんがもとで、尊い人命や大切な財産を失なってはたいへんです。市民ひとりひとりの注意で、火事のない宇治の町を作りましょう。

（市消防本部）

**火事・救急は一一九番へ**

## 三月十四日に市民音楽祭

### 申込みは今月二十五日まで

ことしの市民音楽祭は、宇治文化協会と公民館の共催で、市制二十周年記念行事として三月十四日(日)市民会館で開かれます。

この音楽祭は、市民なら誰でも参加でき、内容は合唱・器楽演奏・邦楽・洋楽を問いません。

出場を希望される方は、二月二十五日までに、次のところまで申込んでください。

▽宇治市文化協会（市民会館内）電話の二八〇四番

▽教育委員会社会教育課（市役所内）電話の三一四一番　内線　三三六番（社会教育課）

## 急ピッチで歩道建設

宇治土木事所では、府道京都宇治線の歩道の建設を急いでいます。場所は、関電放水路から京阪宇治まで、黄檗公園入口から大鳳寺川まで、総延長は一、五一〇・八㍍。巾員は一・五～〇・八㍍。いずれも二月～三月末に完成します。

これで京都宇治線の危険な個所はほとんど歩車道の区分ができ、市民が通学や通勤で危険にさらされることもなくなり、交通事故道路の拡大効果があがるものと期待されています。

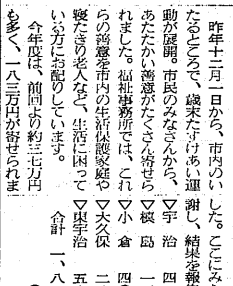

完成近い歩道（五ケ庄折坂で）

## いま申請すれば三月に支給

### ＝児童手当＝

この手当は義務教育中の児童を頭に、三人以上の児童を扶養している保護者に、児童手当を支給するものですが、まだ申請をされていない方は、至急に福祉事務所へ手続きしてください。

必要なものは、昭和四十四年度の源泉徴収票または所得の証明、印かんなどです。所得の制限などありますが、くわしいことは福祉事務所にお問い合せください。

いま申請されますと、三月にまとめて手当をお渡しします。

（福祉事務所）

## ご協力ありがとうございました

### ▼共同募金運動

"赤い羽根"をシンボルとする共同募金運動は、昨年の十月一日から、市内いっせいに展開されましたが、みなさんの深いご理解とご協力により、目標額を大巾に越えました。

この集ったお金は、保護世帯に対する見舞金、私立保育所の補助、老人の身体障害者などの福祉対策などに利用いたします。

ここに深く感謝いたしますとともに、ご報告申しあげ、あわせてこんどのご協力をおねがい申しあげます。

| | |
|---|---|
| ▽宇治 | 五六〇、七一五円 |
| ▽槇島 | 一〇三、〇六〇円 |
| ▽小倉 | 四七八、〇四七円 |
| ▽大久保 | 三三一、六一三円 |
| ▽東宇治 | 五九四、一八〇円 |
| ▽支部扱い | 四三一、〇七五円 |
| 合計 | 二、五〇二、七〇〇円 |
| 達成率 | 一一三・一% |

### ▼歳末たすけあい運動

昨年十二月一日から、市内のいろいろなところで、歳末たすけあい運動が展開。市民のみなさんから、あたたかい善意がたくさん寄せられました。福祉事務所では、これらの募金を市内の生活困窮家庭や寝たきり老人など、生活に困っている方にお配りしています。

今年度は、前回より約三千万円も多く、一八三万円が寄せられました。

| | |
|---|---|
| ▽宇治 | 四二三、〇六七円 |
| ▽槇島 | 一五五、二四〇円 |
| ▽小倉 | 四〇一、七七一円 |
| ▽大久保 | 二八八、六二四円 |
| ▽東宇治 | 五六〇、七〇〇円 |
| 合計 | 一、八二九、四〇二円 |

（福祉事務所）

## ふる里の年輪　文化財をさぐる

（17）　文化財愛護協議会常任幹事　若原英弍

### 秀吉の槇島堤と宇治川の変遷（その2）

前回、太閤堤の由来や宇治川の流れについてお話しました。それによると、宇治川の流れは①現在のユニチカ浄水場あたりから西へ流れて、小倉へ流れるもの

②槇島堤防上の綜研前バス停付近から西北に向って、市道大川原線に沿い、一の坪へ流れるもの

③五ケ庄の西寺、上村地区の南方で西へ転じ、目川、南落合へ向ったもの

の三つが主な流れでした。

この①の流れと②の流れにはさまれていたのが夷島で、③と③の間の島が槇島であったと思われます。

もっともこの③の流れからは北方へ向う支流が分岐して、隠元橋付近から北の方へ、いまも残る木幡池などのように大きな沼沢をつくって六地蔵から醍醐流する山科川の水と合流していたものもあったようで、そこには大八木島・東目川・雲雀島など一連の川に因む地名が存在しています。

つまり、秀吉は西へ流れる水を堤でせきとめて、現在の宇治川のすがたをつくりあげたのですが、この築堤によって五ケ庄・菟道などの川東地域は洪水の危険が増し、また、西側では河港としての夷島の繁栄が失われ、古来有名だった槇島の市廛しも水車造りの技術が衰えることになったと考えられます。

しかし一方では、この地域の田畑・茶園など耕地面積が拡大されたことは否めませんが、足利義昭が織田信長に反抗した槇島城址など歴史上重要な古跡も、その地形の変化とともに失われてしまったのです。

くまもなき月の光を
ひるかとて布やさらせる
槇の島人
（夫木和歌集）

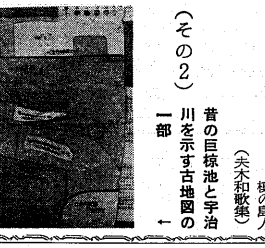

昔の巨椋池と宇治川を示す古地図の一部

## 被保険者証のきりかえ

### ＝国民健康保険＝

#### 三月一日～三月三十一日

現在、使用されているピンク色の国民健康保険の被保険者証（保険証）は、ことしの三月三十一日で有効期限が切れ、四月一日からは、濃クリーム色の新しい保険証でないと医者にかかれないことになります。

保険証のきりかえにつきましては、別表のとおり各地区で出張受付を行ないますので、旧保険証と印かんを持って次の出張受付場所で、新しい保険証に必ずきりかえてくださるようお知らせします。

なお、三月一日からは、市役所保険年金課でもきりかえの受付をおこないます。

**被保険者証の更新出張受付日程**

| 月日 | 曜日 | 受付場所 | 受付時間 | 該当地区 |
|---|---|---|---|---|
| 三月一五日 | 月 | 菟道公民館 | 10時～15時 | 菟道・六地蔵・木幡 |
| 一六日 | 火 | 岡谷公民館 | 9～12 | 五ケ庄 |
| | | 大和田公会堂 | 13～16 | 五ケ庄 |
| | | 紫ケ丘公民館 | 10～15 | 槇島 |
| 一七日 | 水 | 東目川公民館 | 9～12 | 槇島 |
| | | 西目川公民館 | 13～16 | 槇島 |
| 一八日 | 木 | 岡本公会堂 | 9～12 | 五ケ庄 |
| 一九日 | 金 | 下村公民館 | 9～12 | 槇島 |
| | | 三軒家公民館 | 13～14 | 槇島 |
| 二〇日 | 土 | 山際集会所 | 10～16 | 小倉 |
| 二一日 | 日 | 小倉幼稚園 | 10～16 | 小倉 |
| 二二日 | 月 | 白川公民館 | 10～14 | 白川 |
| 二三日 | 火 | 志津川公会堂 | 10～14 | 志津川 |
| 二四日 | 水 | 小倉公民館 | 10～15 | 小倉 |
| 二五日 | 木 | 槇島公民館 | 10～15 | 槇島 |
| 二六日 | 金 | 開公民館 | 10～16 | 開・羽拍子・神明 |
| 二八日 | | 旦椋公会堂 | 10～16 | 大久保 |
| | | 広野公民館 | 10～16 | 広野 |
| | | 伊勢田公民館 | 10～16 | 伊勢田・安田 |
| 二九日 | 月 | 木幡公民館 | 10～16 | 木幡 |
| | | 東宇治消防出張所 | 10～16 | 五ケ庄 |
| 三〇日 | 火 | 川東公民館 | 10～15 | 川東・菟道 |
| 三一日 | | 神明公民館 | 10～15 | 神明・羽拍子 |

▽笠取地区については、笠取郵便局で三月一日から被保険者証のきりかえをします。

# 市民健康相談

## 成人病　胃ガンの検診

ご存知のように、今日の医学では、ガンに対する特効薬はなく、一人ひとりが年に一度は必ず検診を受け、早期発見をする以外予防の方法はありません。

市では、昨年の秋に胃ガン検診を実施しましたが、七一二名の受診者の中、何らかの異常がある人が、一二名も発見されています。

あなたの大切な胃が知らず知らずのうちに、むしばまれていては大変です。二月二十二日に、胃の集団検診を行ないますので、一人でも多く受診してください。

◇　◇

▽日　時　二月二十二日(月)　午前九時半～正午

▽場　所　宇治市役所前広場

▽検診料　一人　五〇〇円

▽受診の手続き

二月十八日までに、検診料を添えて厚生課まで申込んでください。

▽なお、昨年受診申込みをされて受診されなかった人で、検診料を市で預っている人については、ぜひこの機会に受けてください。（厚生課）

## 料金をお返しします

胃ガン・子宮ガンの未受診者に

昨年の十月と十一月にわたり、ガンの集団検診を実施しましたが胃ガン検診は七一二名、子宮ガン検診については一、三七九名の方が検査を受けられました。健康な生活を維持するためにも、自分からすすんで、このような健康検診を受けたいものです。

しかし、この検診に申込んでいながら、受けてない方もあります。

これらの方には料金をお返しいたしますので、市役所厚生課までお申出ください。

胃ガン検診を受けなかった方は個収書を、子宮ガン検診の方は受診票が必要です。（厚生課）

## 乳児相談

▼乳児健康相談

赤ちゃんは同じように生まれても、育て方によりだいぶ違ってきます。市では民間健康保険の保健施設活動として、保健婦による乳児健康相談を行ないますので、もよりの会場にお気軽にお越しください。

二月　十日　木幡公民館
二月　十七日　小倉公民館
二月二十四日　広野公民館

時間はいずれも午前十時から午後二時まで。

内容は　①身長、体重の計測　②栄養指導　③育児指導などです。

▼離乳食の実地指導

二月二十三日　市民会館

時間は午後一時半から三時半まで。（保険年金課）

## そよかぜ号巡回日程

| 月日(曜日) | 時間 | 駐車場所 |
|---|---|---|
| 二月一〇日(水) | 10:25～11:20 | 伊勢田A 角田浩三氏宅前 |
| | 13:25～14:20 | 伊勢田B 北山近鉄線横広場 |
| 一五日(月) | 10:25～11:20 | 広野A 太田茂三氏釣池横 |
| | 13:25～14:20 | 広野B 朝日ケ丘(中央集会所横) |
| | 14:05～15:00 | 広野C 城南高校グラウンド横(坂戸善造氏宅前) |
| 一七日(水) | 10:25～11:20 | 野神 ユニチカ社宅湯前 |
| | 13:25～14:20 | 神明 神明公民館前 |
| 一九日(金) | 9:25～10:20 | 菟道 京阪住宅(越村和夫氏宅前) |
| | 11:05～11:20 | 黄檗 平野喜之氏宅前 |
| | 13:25～14:20 | 福角 一里塚(炭野登氏宅前) |
| 二二日(月) | 10:25～11:20 | 木幡A 木幡公民館前 |
| | 13:25～14:20 | 木幡B 南山住宅ロータリー前 |
| 二四日(水) | 10:25～11:20 | 六地蔵 大石医院前 |
| | 13:25～14:20 | 御蔵山 新御蔵山バス停前 |
| 三月　三日(水) | 10:05～10:20 | 炭山 笠取第二小学校 |
| | 13:25～14:20 | 笠取 笠取小学校 |
| 五日(金) | 9:25～10:20 | 槙島A 誓願寺前 |
| | 10:25～11:20 | 白川 白川公民館上ル |
| | 13:25～14:20 | 志津川 寿楽会館前 |
| 八日(月) | 10:25～11:20 | 小倉 ひばり玩具店前 |
| | 13:25～14:20 | 槙島B 柴ケ丘公民館前 |
| | 14:05～15:00 | 隼山 隼山デビッ子広場 |
| 一〇日(水) | 10:25～11:20 | 大久保 旦椋公会堂前 |
| | 13:25～14:20 | 開 開公民館前 |
| | 14:05～15:00 | 桐生谷 一里ケ丘児童公園内 |
| 一二日(金) | 10:25～11:20 | 伊勢田A 角田浩三氏宅前 |
| | 13:25～14:20 | 伊勢田B 北山近鉄線横広場 |

# し尿くみとり日程表

＊くみとり日には　留守家庭でも、くみとり作業のできるようにしてください。
（お隣近所に頼むなどして、くみとれるようにしてください）
（バケツ1、2杯の水をくみとり口の近くにおいてください）
＊くみとり日には　くみとり口辺の通路を広くあけて、くみとり口付近の物竿や置物を片付けておいてください。
＊便所の中には、用便以外のもの（スリッパ・子供のオモチャ・木片・その他）を絶対に入れないでください。

| 月 | 日 | | 池田清掃 | 協栄清掃 | 古川清掃 | 堂坂清掃小型 | 堂坂清掃 | 木下清掃 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2/22 | 15 | ⑰ | 神明宮東 | 石塚，宮北の一部 | 南落合，新田島(紫ケ丘団地1～7筋目まで) | 宇治田原町 | 伊勢田（毛語，中山，駅ノ裏，ウトロ，中ノ荒） | 木幡（畑山田，北，中，オクラ山） |
| 23 | 16 | ① | 寺山（国鉄以西）茶屋裏，久保 | 宮北，蛇塚(石塚の一部) | 南落合，新田島(紫ケ丘団地8～11筋)，東・西目川 | 宇治(伍町，常福町戸ノ内，里尻) | 伊勢田（毛語，中山，若林），井ノ尻 | 木幡（オクラ山） |
| 24 | 17 | ② | 東裏，西裏（府道以南 国鉄以西） | 野神，大谷 | 妙楽 | 菟道（只川，河原，藪里） | 伊勢田（大谷，北山，安田） | 六地蔵（徳永，柿の木，一丁目奈良町，町並，札の辻） |
| 25 | 18 | ③ | 東裏、西裏(府道以北)伊勢田(国鉄以西、近鉄以東，24号信号以南)上ノ山、大竹(近鉄以東) | 野神，ユニチカの社宅 | 妙楽 | 五ケ庄（岡本，平野） | 小倉（西山，山中団地，神楽田） | 木幡（北島，河原町，正中の一部）六地蔵（紫紺） |
| 26 | 19 | ④ | 上ノ山，大竹（近鉄以西） | 久御山町 | 県通り，塔ノ川， | 五ケ庄（西浦） | 小倉（ウオジ団地） | 木幡(正中，西陣の内，内畑，大瀬戸，東中，中村）五ケ庄(芝の東) |
| 27 | 20 | ⑤ | 北ノ山，山ノ内 | 久御山町 | 善法，谷ノ辻，本町通り(一番一部)平等院通り，新開地 | 五ケ庄（芝東，寺界道，古川） | 小倉（ウオジ団地） | 木幡（熊小路，西浦，中村）五ケ庄（芝の東，壇の東） |
| 28 | | ⑥ | 山ノ内一部，南ノ口，井ノ尻，田原 | 宇治二番，池森，坂井戸 | | 木幡（大瀬戸，中村，正中） | 小倉（ウオジ団地） | 五ケ庄（大林，寺界道，古川，西田，西河原，北の庄） |
| 3/ 1 | | | | | 善法，谷ノ辻，本町通り(一番一部)平等院通り，新開地 | | | |
| 2 | | ⑦ | 大久保（旦椋） | 里尻，小桜，樋の尻 | 東隼上り，西隼上り，西中，東中，中筋，谷下り | 槙島(下村)小倉(久保寺内，天王) | 小倉（山際） | 五ケ庄（梅林，野添，谷の前） |
| 3 | | ⑧ | 大久保（旦椋） | 若森，矢落(国鉄より北)半白，戸の内 | 池山，妙見，門ノ前，河原，大垣内 | 伊勢田（南山，ウトロ） | 小倉（大京）槙島（下村） | 五ケ庄（新開平野府営，自衛隊前），五ケ庄（福角） |
| 4 | | ⑨ | 大久保（平盛） | 薗山 | 荒槙，田中，山本町 | 伊勢田（毛語） | 槙島（上，中，下） | 五ケ庄（平町） |
| 5 | | ⑩ | 大久保（平盛） | 寺内，天王 | 一里塚，日皆田，新茶屋，大八木島，上村，瓦塚 | 伊勢田（中山） | 槙島（三軒家）小倉（春日森） | 五ケ庄（平野，折坂，二番割，一番割） |
| 6 | | ⑪ | 久保（国鉄以東）寺山，（本通り以北） | 東山，中畑，西畑 | 一里塚，日皆田，新茶屋，大八木島，上村，瓦塚，白川，天ケ瀬 | 大久保(東裏山ノ内，尖山，一里山) | 小倉（老ノ木，久保） | 五ケ庄（西浦，三番割，広岡谷の一部） |
| 8 | | ⑫ | 寺山（本通り以南） | 羽拍子 | 菟道，丸山，車田 | 城陽町（青谷） | 小倉（堀池，西小倉小付近，蓮池） | 木幡（南端，さつきが丘，旭ケ丘）広岡谷 |
| 9 | | ⑬ | 宮谷，尖山，中島一部 | 開町 | 菟道，丸山，車田，志津川 | 城陽町（富野） | 小倉（近畿団地） | 木幡（須留，南山，観音寺台，きりが丘，向陽台） |
| 10 | | ⑭ | 一里山（府道以南）東裏（国鉄以東）中島 | 開町 | 一番，宇文字，折道（市役所前まで） | 城陽町（寺田） | 小倉（近畿団地） | 木幡（南山畑） |
| 11 | | ⑮ | 丸山 大開，小根尾 | 桐生谷 | 一番，宇文字，折道 | 城陽町(久津川) | 小倉（近畿団地，大和団地） | 木幡（北畠，北山畑，桧尾） |
| 12 | | ⑯ | 神明宮西 | 一里ケ丘 | 琵琶（ごん現町），若森米坂，矢落 | 久御山町 | 小倉（大和団地） | 木幡（北御園，花揃，赤塚，金草原，平尾） |
| 13 | | | | | 乙方，東内，又振，紅斉山田，桐原 | | 伊勢田（南山，羽拍子，(国鉄以西） | 木幡（陣の内，御園）六地蔵（畑町） |

＊　あたたかいまなざしで作業員と接しましょう。

＊　くみとり車の近くに幼児を遊ばせないでください。

**城南衛生管理組合**

新年度より日程厳守を強く推し進めています。もし、日程日に留守（くみとれない）をされますと次回になります。

TEL (075)631—5171

## 2・3月の燃えないゴミ

二月十五日（月）▽宇治（宇治橋通り、県道通り、塔の川、都計道路、国鉄駅前、伍町、池殿、今内、六番町、平等院通り）▽白川　▽志津川

二月十六日（火）▽宇治（本町通り、谷ノ辻、善法、折居道、権現町、矢落）

二月十七日（水）▽宇治（里尻、小桜、戸ノ内、若森、若宮、西町、東町、社町、ユニチカ野神社宅、坂井戸）

二月十八日（木）▽宇治（ユニチカ琵琶社宅）▽羽拍子町（国道筋を除く）▽神明（石塚）

二月十九日（金）▽神明(石塚を除く)▽開町

二月二十二日（月）▽広野町（三軒家、八軒家、宮谷、開南町、旧神明駐在所から国鉄踏切まで、一～二丁目、一里山、一里ケ丘、開ケ丘）

二月二十三日（火）▽広野町（三～五丁目、円蔵院前、大亀茶屋、源氏ケ丘、翠光園、朝日ケ丘）

二月二十四日（水）▽大久保町全域（近鉄以東の上ノ山を除く）

二月二十五日（木）▽大久保町（近鉄以東の上ノ山）▽伊勢田町（伊勢田口からウトロまで、伊勢田口以南の国道筋）

二月二十六日（金）▽伊勢田町（毛語、中山、若林、大谷元町、北山）▽羽拍子町（国道筋）

三月一日（月）▽小倉町（中央台、中畑、向陵園、神楽田）▽小倉町（近鉄以東の小倉町、浦和、山際、大京）▽宇治（半白）

三月二日（火）▽小倉町（ゆかり）

三月三日（水）▽小倉町（西浦、蓮池、大和、堀池）▽槙島町（東目川、西目川、南落合、一の坪）

三月四日（木）▽槙島町（上、中、下、下村、中河原、吹前）▽宇治（薗山団地、ユニチカ薗山社宅）

三月五日（金）▽六地蔵（柿ノ木町を除く）▽木幡（北・中・南御蔵山、河原、正中、御蔵山商店街、北御園）

三月九日（火）▽木幡（御園、陣ノ内）

三月十日（水）▽木幡（登り、花揃、赤塚、平尾、北山畑、桧尾、北畠、旭ケ丘、桐ケ丘、観音寺台、向陽台、さつき ケ丘、大瀬戸、西中、東中）▽六地蔵（柿ノ木町）

三月十一日（木）▽木幡（山手町、南山畑、南山）▽五ケ庄（広岡谷、宇治小前から木幡南端までの府道）

三月十二日（金）▽木幡（御蔵道以南の旧道）▽五ケ庄（広芝本通り、四ツ池住宅、宇治小前から隠元橋まで、梅林、野添、岡谷）

三月十五日（月）▽五ケ庄（大和田、西浦、三番割、府道筋新開、京大宿舎、京阪以西の平野、府道筋福角、折坂、平野、新田）▽菟道（三室戸、大鳳寺、京阪住宅）

三月十六日（火）▽五ケ庄（新開、福角住宅、新茶屋、上村、岡本、一里塚）

三月十七日（水）▽菟道（平町、丸山、車田、出口、谷下り）▽宇治（川東、宇治橋通り、県通り、塔の川、都計道路、国鉄駅前）